

総 合 政 策 部

目 次

＜総合政策部＞

国際局 国際課

- 地域国際化推進助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

次世代社会戦略局 デジタルトランスフォーメーション推進課

- 移動通信用鉄塔施設整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

地域創生局 地域政策課

- 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈一般事業〉）・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈福祉振興・介護保険基盤整備事業〉） 7
- 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈地域産業基盤整備事業〉）・・・・・・ 7
- 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈エゾシカ緊急対策事業〉）・・・・・・ 9
- 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈集落維持・活性化促進事業〉）・・・・ 9
- 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈水資源保全推進事業〉）・・・・・・ 10
- 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈デジタルチャレンジ推進事業〉）・・・・ 10
- 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈ゼロカーボン推進事業〉）・・・・・・ 10
- 地域づくり総合交付金（特定課題対策事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 過疎地域集落再編整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 過疎地域遊休施設再整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 過疎地域持続的発展支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 防災集団移転促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 集落活性化推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- コミュニティ助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- シンポジウム助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 地方創生アドバイザー事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 移住・定住・交流推進支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 地域づくり団体活動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 離島振興対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 離島活性化交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 離島広域活性化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 半島振興広域連携促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

地域行政局 市町村課

- 北海道市町村振興基金貸付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

地域行政局 行政連携課

- 地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

交通政策局 交通企画課

- 地域間幹線系統確保維持事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 生活交通路線維持対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- バス利用促進等総合対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

航空港湾局 航空課

- 港湾関係災害復旧事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 空港整備事業（特定地方管理空港）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 住宅騒音防止対策事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 道内航空需要創出広域連携事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域国際化推進助成事業	市（区）町村が認めるコミュニティ国際交流組織	コミュニティ助成事業実施要綱	<p>【助成対象事業】 多文化共生、国際理解促進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業であり、次の要件を全て満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内で実施するもので、宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できること ・公共性を有し、地域社会の健全な発展を図るとともに、他の団体の模範となること ・助成対象団体が従来から実施している事業の財源の組替えや、参加者負担の軽減を主とするものではないこと ・資金供与だけの事業ではないこと ・国やこれに準ずる機関からの助成を受けている事業ではないこと ・海外での記念行事や海外へのスタディツアー渡航費等、海外で実施するものではないこと ・複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施する事業ではないこと <p>【助成額】 助成対象事業の実施に要する経費の総額（ただし、助成対象団体が参加者負担等を徴する場合には、総額から参加者負担等の収入を控除した額）以内の額で、200万円を上限とする</p>						https://www.jichij-sogo.jp/lottery/community	予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
移動通信用鉄塔施設整備事業	市町村	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（国） 移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金交付要綱（道）	<p>電気通信事業者による携帯電話等の移動通信サービスの見込めない地域の解消を図るため、移動通信用鉄塔施設を整備する市町村に対して補助する</p> <p>【補助対象地域】 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯の地域</p> <p>【補助対象経費】 (1) 施設・設備費 ・鉄塔 ・局舎 ・外構施設 ・受電設備 ・送受信アンテナ ・送受信機 ・伝送用専用線・電源設備 ・監視・制御装置 ・附帯施設及び附帯工事費 (2) 用地取得費・道路費 ・用地及び道路整備費 ・附帯工事費</p>	1/2	—	1/2		過疎対策事業債 100% 辺地対策事業債 100% 一般補助施設整備等事業債 75%		予算補助（国から道へ補助金が交付され、同額を道が市町村へ補助）
移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助事業	市町村	移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助金交付要綱（道）	<p>移動通信用鉄塔施設整備事業において施設整備補助を受け、過疎対策事業債又は辺地対策事業債を活用して無線通信用施設及び設備を設置した市町村に対し、起債償還費の一部を補助する</p> <p>【補助対象経費】 移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した過疎対策事業債又は辺地対策事業債の当該年度の元利償還金</p>	【過疎債を活用した市町村】 【辺地債を活用した市町村】	6.3/41 以内	34.7/41 以内				予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）			地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業に対して支援							
1 一般事業 （ハード系事業）	市町村 一部事務組合 広域連合	各総合振興局・振興局 地域づくり総合交付金 制度要綱（道） 各総合振興局・振興局 地域づくり総合交付金 （地域づくり推進事 業）実施要綱（道）	【交付対象事業】 1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備・地域づくり事業 4 スポーツ振興事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興事業 7 港湾利用促進事業 8 省エネルギー・新エネルギー振興事業 9 地域医療対策事業 10 地域防災力強化事業 11 合併市町村まちづくり推進事業 12 地域重点プロジェクト推進事業 13 地域政策コラボ事業 【交付対象経費】 上記の交付対象事業に要する経費のうち、別に定めるものを除いた経費 【交付金上限額】 ・単一市町村 1億円 ・一部事務組合、広域連合等 2億円 【交付金下限額】 500万円 ※一部特例有り		1/2 以内				https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ss/ckk/subsid y/top2.html	道単独予算交付金
（ソフト系事業）	市町村 一部事務組合 広域連合 複数の市町村で構成する協議会等 総合振興局長・振興局長が適当と認める者		【交付対象事業】 1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備・地域づくり事業 4 スポーツ振興事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興事業 7 省エネルギー・新エネルギー振興事業 8 権限移譲推進事業 9 地域防災力強化事業 10 市町村広域行政に関する事業 11 合併市町村まちづくり推進事業 12 地域重点プロジェクト推進事業 13 地域政策コラボ事業 14 新型コロナウイルス感染症対策推進事業 【交付対象経費】 上記の交付対象事業に要する経費のうち、別に定めるものを除いた経費 【交付金上限額】 ・単一市町村 500万円 ・一部事務組合、広域連合等 1,000万円 ・総合振興局長・振興局長が適当と認める者 300万円 【交付金下限額】 ・単一市町村 50万円 ・一部事務組合、広域連合等 50万円 ・総合振興局長・振興局長が適当と認める者 10万円		1/2 以内					

2 福祉振興・介護 保険基盤整備事業	市町村 (政令指定 都市及び中 核市を除く) 一部事務組 合 広域連合 市町村 (政令指定 都市及び中 核市を除く) が助成する 社会福祉法 人、医療法人 等の非営利 法人	各総合振興局・振興局 地域づくり総合交付金 制度要綱(道) 各総合振興局・振興局 地域づくり総合交付金 (地域づくり推進事 業)実施要綱(道)	※一部特例有り 【交付対象事業】 1 グループホーム等整備事業 2 デイサービスセンター等整備事業 3 介護予防・生きがい対策サービス基盤整備事業 4 福祉環境整備促進事業 5 共生型地域福祉拠点整備・促進事業 6 授産製品販売拡大事業 7 民間保育施設支援事業 8 地域子育てサロン整備事業 9 福祉車両購入事業 10 ふれ愛デー推進事業 11 高齢者・障がい者作業所等設備整備・運営事業 12 高齢者・障がい者社会参加生きがい促進整備事業 13 障がい者等共同利用機器購入事業 14 高齢者グループホーム運営事業 15 障がい者介護療育等設備整備事業 16 要援護者支援体制整備事業 17 福祉用具活用促進事業 18 自助具給付事業 19 重度障がい者タクシー料金補助事業 20 精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費補助 事業 21 在宅サービス促進事業 22 市町村子ども発達支援センター事業 23 健全育成促進設備整備事業 24 地域子育て総合支援センター運営事業 25 高齢者等の冬の生活支援事業 26 福祉避難所機能確保促進事業 【交付限度額】 上限額 事業毎に交付基準額を設定 下限額 50万円	1/2 以内	https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ss/ckk/subsid y/top2.html	道単独予算交付 金
3 地域産業基盤整 備事業 (1)小規模土地改良 事業	市町村 土地改良区 農業協同組 合 総合振興局 長・振興局長 が適当と認 める者	各総合振興局・振興局 地域づくり総合交付金 制度要綱(道) 各総合振興局・振興局 地域づくり総合交付金 (地域づくり推進事 業)実施要綱(道)	【交付対象事業】 次の事項を全て満たすもの (1) 単年度で完了する事業で、その事業工種は農業用排水 施設、暗渠排水、農地造成、区画整理、土層改良、農道整備、 営農用水、農地保全、防災安全施設、その他総合振興局長・ 振興局長が特に必要と認めるもの (2) 国又は道の他の補助金等の採択基準に該当しないもの (3) 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に 基づき指定された農業振興地域内で実施されるもの 【交付対象経費】 事業に要する経費のうち純工事費、測量及び試験費、用地 費及び補償費、換地費、交換分合費、工事雑費 【交付限度額】 上限額 400万円 下限額 50万円	1/2 以内	https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ss/ckk/subsid y/top2.html	道単独予算交付 金
(2)小規模林道整備 事業	市町村 森林組合		国庫補助の対象とならない小規模な林道や支脈線路網の整 備、生活環境や保健休養施設の整備、林道周辺環境の整備に 対し補助 【交付対象事業】 利用区域の森林面積が30ha以上の経営林道の開設又は改 良事業 【交付対象経費】 本工事費、測量及び試験費、用地費、補償費、工事雑費、事 務雑費	1/2 以内		
ア 経営林道整備事 業	市町村 森林組合			1/2 以内		

イ 山村活性化小規模基盤整備事業	市町村	<p>【交付限度額】 下限額 市町村 500万円 森林組合 10万円</p>	1/2 以内						
ウ 林道周辺環境整備事業	市町村 森林組合	<p>【交付対象事業】 ・林道周辺整備事業 既設林道の安全通行確保を目的とした施設整備事業 ・環境改良事業 間伐材の利用普及等を目的とした既設林道の工作物（木製土留、木柵等）の改良事業</p> <p>【交付対象経費】 本工事費、工事雑費、事務雑費</p> <p>【交付限度額】 ・林道周辺整備事業 上限額 1,200万円 下限額 市町村 500万円 森林組合 10万円 ・環境改良事業 上限額 100万円 下限額 市町村 50万円 森林組合 10万円</p>	1/2 以内						
エ 生産林道整備事業	市町村 森林組合	<p>【交付対象事業】 伐採、造林、間伐及び保育等の施業に際し、林道を補完して新設する低規格の林道開設事業</p> <p>【交付対象経費】 本工事費、工事雑費、事務雑費</p> <p>【交付限度額】 下限額 市町村 500万円 森林組合 10万円</p>	1/2 以内						
(3) 小規模治山事業	市町村	<p>【交付対象事業】 1箇所の事業費が1,000万円以上の小規模荒廃地復旧工事であって、次のいずれかに該当するもの ア 人家、道路に被害を与え、又は与えると認められるもの イ 農地2ha未満に被害を与え、又は与えると認められるもの</p> <p>【交付限度額】 下限額 500万円</p>	1/2 以内						
(4) 船揚場整備事業	市町村 漁業協同組合（市町村が補助事業者の場合に限る）	<p>【交付対象事業】 漁船保全施設、附帯施設、その他総合振興局長・振興局長が特に必要と認める施設の整備事業</p> <p>【対象地区等】 ア 原則、漁港区域外の地区（漁港区域内であっても、他制度による実施が困難で、かつ、緊急を要する整備などで総合振興局長・振興局長が特に認める事業は対象） イ 受益漁家数は、原則5戸以上20戸未満</p>	1/2 以内						

<p>4 エゾシカ緊急対策事業</p>	<p>市町村 市町村を構成員とする協議会等</p>	<p>各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金制度要綱（道） 各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱（道）</p>	<p>【交付限度額】 上限額 1,000万円 下限額 100万円</p> <p>【交付対象事業】 鳥獣被害防止計画に基づいて行うエゾシカ捕獲事業で、事業実施年度中に着手、完了する事業（事業実施年度の12月31日までに計画を策定する場合も対象とする）</p> <p>【交付対象経費】 上記の交付対象事業に要する経費のうち、別に定めるものを除いた経費</p> <p>【交付限度額】 上限額 当該年度に要した交付対象経費の合計額に20/100を乗じて得た額 下限額 1万円</p>	<p>交付基準額の1/2以内</p>					<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html</p>	<p>道単独予算交付金</p>
<p>5 集落維持・活性化促進事業（ハード系事業）</p>	<p>市町村 一部事務組合 広域連合 非営利団体のうち、総合振興局長・振興局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る）</p>	<p>各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金制度要綱（道） 各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱（道）</p>	<p>【交付対象事業及び交付対象経費】</p> <p>1 集落デマンド交通導入事業 (1) デマンド交通事業に必要な車輛購入費 (2) 配車システム導入経費</p> <p>2 集落巡回販売（買物支援）事業 移動販売の実施に必要な車輛を購入する経費</p> <p>3 集落空き家・空き店舗活用促進事業 (1) 空き家、空き店舗等の購入経費 (2) 交付対象事業を実施する施設として使用するため、空き家、空き店舗等を改修又は補修する事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業であって、初回の改修又は補修に限る）</p> <p>4 公設民営施設整備事業 (1) 撤退した商店等の空き店舗の購入経費 (2) 規定する事業を実施する施設として使用するための空き店舗等の改修又は補修経費</p> <p>【交付限度額】 上限額 単一市町村 1億円 一部事務組合、広域連合 2億円 下限額 50万円</p> <p>※一部特例有り</p>	<p>1/2以内</p>				<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html</p>	<p>道単独予算交付金</p>	
<p>（ソフト系事業）</p>	<p>市町村 一部事務組合 広域連合 非営利団体のうち、総合振興局長・振興局長が適当と認める者（その他イベント開催、調査事業等以外の事業は、市町村が補助する者に限る）</p>		<p>【交付対象事業】</p> <p>1 集落デマンド交通導入事業 2 集落巡回販売（買物支援）事業 3 その他集落対策事業 (1) その他集落の維持・活性化に資する事業 (2) その他イベント開催、調査事業等</p> <p>【交付対象経費】</p> <p>1 その他イベント開催、調査事業等以外の事業 備品購入費、賃金（事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る）、需用費（食糧費及び交際費を除く）、役員費、使用料及び賃借料、委託費 2 その他イベント開催、調査事業等 交付対象事業に要する経費のうち、別に定めるものを除いた経費</p> <p>【交付限度額】 上限額 単一市町村 500万円 一部事務組合、広域連合等 1,000万円 下限額 50万円</p> <p>※一部特例有り</p>	<p>1/2以内</p>						

6 水資源保全推進事業	市町村	各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金制度要綱（道） 各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱（道）	【交付対象事業】 知事が水資源保全地域に指定した地域内の土地を市町村が取得し、公有地化を図る事業 【交付対象経費】 交付対象事業の実施に要する土地（その土地の上にある立木竹を含む）を購入する経費（ただし、事務費、調査費及び測量費は、交付対象としない） 【交付限度額】 上限額 300万円 下限額 50万円 【交付金額の算定】 1 購入する土地が森林の場合 地域活性化事業債を満度に充当したと見なして、交付対象経費から交付対象経費に係る当該事業債の額を控除した額に1/2を乗じた額の範囲内 2 購入する土地が森林以外の場合 交付対象経費の額に1/3を乗じた額の範囲内	1/2 1/3	1/2 2/3	地域活性化事業債 90%	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html	道単独予算交付金
7 デジタルチャレンジ推進事業	市町村とIoTのノウハウを持つ民間事業者等によるコンソーシアム	各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金制度要綱（道） 各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱（道）	【交付対象事業】 次の要件を全て満たす事業 (1) 地域課題の解決を目的として、AIやIoT等のデジタル技術を活用し、新規性のある実証を行うもの。 (2) 事業で作成、取得したデータ、報告書等をオープンデータとして広く公開し、新たな活用事例の提案や費用対効果の検証を交付事業者が行うもの。 (3) 北海道内の市町村で実証を行うもの。 (4) 北海道内の他の地域に横展開できる取組であるもの。 (5) 国の補助事業で実施できないもの。 【交付対象経費】 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他局長が特に必要と認める経費 【交付限度額】 上限額 1,000万円 下限額 100万円	1/2 以内			https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html	道単独予算交付金
8 ゼロカーボン推進事業	市町村、複数の市町村で構成する協議会等及び地域脱炭素化を目的に市町村が出資もしくは構成員として参画する団体等	各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金制度要綱（道） 各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱（道）	【交付対象事業】 ゼロカーボン北海道の実現に向けて取り組む、地域の特性と優位性を活かした脱炭素化の事業 【交付対象経費】 交付対象事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費 (1) 賃金及び職員費（ソフト系事業の実施に必要不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。） (2) 貸付金・保証金 (3) 基金の積立金 (4) 施設等の維持補修費及び維持管理費 (5) 食糧費及び交際費 (6) 用地取得費 (7) その他知事が不適当と認める経費 【交付限度額】 （ハード系事業） 上限額 1,000万円 下限額 50万円	1/2 以内			https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html	道単独予算交付金

			(ソフト系事業) 上限額 500万円 下限額 50万円							
地域づくり総合交付金(特定課題対策事業)(ハード系事業)	市町村 一部事務組合 広域連合(流木処理対策事業については、複数市町村で構成する協議会等も含む)	各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金制度要綱(道) 各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金(特定課題対策事業)実施要綱(道)	【交付対象事業】 全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題のうち、緊急的な解決を目的とする次の事業 (1) 道の重要施策の推進のため全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業 (2) 大規模な災害等に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業 (3) 地域における懸案課題の解決が図られる事業(流木処理対策事業) 【交付対象経費】 交付対象事業に要する経費のうち、別に定める経費を除いた経費 【交付限度額】 ・交付対象事業の(1)及び(2) 上限額 単一市町村 1億円 一部事務組合、広域連合等 2億円 下限額 1,000万円 ・交付対象事業の(3) 上限額 100万円 下限額 10万円 (ただし、複数の市町村が共同で行う事業については、200万円を上限とする)	1/2 以内					https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html	道単独予算交付金
(ソフト系事業)	市町村 一部事務組合 広域連合 知事が適当と認める団体		【交付対象事業】 全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題のうち、緊急的な解決を目的とする次の事業 (1) 道の重要施策の推進のため全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業 (2) 大規模な災害等に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業 【交付対象経費】 交付対象事業に要する経費のうち、別に定める経費を除いた経費 【交付限度額】 上限額 2,000万円 下限額 500万円	1/2 以内						
過疎地域集落再編整備事業	市町村	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱(国)	【補助対象市町村】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域を有する市町村 【補助の要件】 1 集落等移転事業 (1)集落移転タイプ ア 次のいずれかの条件を満たす集落であること ① 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること ② 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること ③ 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと	1/2 以内	1/2		過疎対策事業債 100%又は75%	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	予算補助	

			<p>イ 全体として移転戸数がおおむね5戸以上であること ウ 各移転対象集落等にある相当の戸数（3分の2以上）が移転すること</p> <p>エ 移転戸数のうち、相当の戸数（2分の1以上）が移転先地において団地を形成すること</p> <p>(2)へき地点在住居移転タイプ</p> <p>ア 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること</p> <p>イ 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先において団地を形成すること</p> <p>2 定住促進団地整備事業</p> <p>(1)地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること</p> <p>(2)5戸以上が団地を形成すること</p> <p>3 定住促進空き家活用事業</p> <p>(1)地域における定住を促進するため当該市町村に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること</p> <p>(2)整備する空き家の戸数が3戸以上であること</p> <p>4 季節居住団地整備事業</p> <p>(1)交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること</p> <p>(2)移転先において漸進的な集落移転を誘導するため、冬期間など季節的に居住等するための団地を形成すること</p> <p>(3)全体として、季節的居住等の戸数が3戸以上であること</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>1 過疎地域集落再編整備事業</p> <p>(1)移転の円滑化に要する経費</p> <table border="1"> <tr> <td>生活補償を必要とする住居移転者が当該市町村内にとどまる場合</td> <td>1戸当たり 2,385千円以内</td> </tr> <tr> <td>生活補償を必要としない住居移転者が当該市町村内にとどまる場合</td> <td>1戸当たり 780千円以内</td> </tr> <tr> <td>住居移転者が当該市町村内にとどまらない場合</td> <td>1戸当たり 780千円以内</td> </tr> </table> <p>(2)団地造成費 1戸当たり330㎡以内で、かつ原則として1㎡当たり3,200円以内</p> <p>(3)移転先住宅建設等助成費</p> <p>ア 1件 2,340千円以内 (住宅1,840千円以内、土地500千円以内)</p> <p>イ 住宅の建設又は購入に必要な借入金の利子に相当する額がアの住宅の限度額を超えるものにあつては、アの住宅の限度額に加算あり</p> <p>(4)生活関連施設整備費</p> <p>(5)産業基盤施設整備費</p> <p>2 定住促進空き家活用事業</p> <p>(1)空き家改修費</p> <p>3 定住促進団地整備事業、季節居住団地整備事業</p> <p>(1)賃貸分</p> <p>ア 団地造成費 1戸当たり330㎡以内で、かつ原則として1㎡当たり3,200円以内</p> <p>イ 生活関連施設整備事業費</p> <p>ウ 産業基盤施設整備費</p> <p>(2)分譲分</p> <p>ア 生活関連施設整備事業費</p> <p>イ 産業基盤施設整備費</p> <p>【補助限度額】</p> <p>1 集落等移転事業 1市町村当たり 6,144千円×移転戸数</p> <p>2 定住促進団地整備事業 1市町村当たり 3,877千円×団地内戸数</p>	生活補償を必要とする住居移転者が当該市町村内にとどまる場合	1戸当たり 2,385千円以内	生活補償を必要としない住居移転者が当該市町村内にとどまる場合	1戸当たり 780千円以内	住居移転者が当該市町村内にとどまらない場合	1戸当たり 780千円以内						
生活補償を必要とする住居移転者が当該市町村内にとどまる場合	1戸当たり 2,385千円以内														
生活補償を必要としない住居移転者が当該市町村内にとどまる場合	1戸当たり 780千円以内														
住居移転者が当該市町村内にとどまらない場合	1戸当たり 780千円以内														

			<p>3 定住促進空き家活用事業 1 市町村当たり 4,000 千円×整備戸数</p> <p>4 季節居住団地整備事業 1 市町村当たり 4,738 千円（但し、当該団地において高齢者コミュニティセンターの建設を伴わない場合は、3,877 千円）×団地内戸数</p>								
過疎地域遊休施設再整備事業	市町村 一部事務組合等	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱(国)	<p>【補助対象市町村】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域を有する市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等</p> <p>【補助の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること 自然環境や街並み景観に配慮したものであること 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること <p>【補助対象経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> 主要施設改修費 遊休施設の改修に必要な経費。ただし、庁舎等公用に供する部分を除く 機能拡張に係る付帯施設・設備費 主要施設の機能拡張を図るため、次に掲げるもの（庁舎等公用に供する部分を除く） <p>(1)施設費</p> <p>ア アトリエ、ギャラリー</p> <p>イ テナント店舗（物販施設、体験工房等）</p> <p>ウ 景観整備施設（景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等）</p> <p>エ その他必要と認められる施設（ただし、施設の整備が本体の機能を拡張するために必要不可欠と認められるものを対象とする）</p> <p>(2)設備費</p> <p>ア 情報通信設備（パソコン・タッチパネル等通信端末を含む）（ただし、専用のシステム構築を伴うもので、システムと一体として活用されることを目的とし、単体での使用が不可能な端末を対象とする）</p> <p>【補助対象限度額】</p> <p>1 事業当たり 60,000 千円</p>	1 / 3 以内		2 / 3		過疎対策事業債 100%又は75%	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	予算補助	
過疎地域持続的発展支援事業	市町村 一部事務組合等	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱(国)	<p>【補助対象】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域を有する市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等</p> <p>【交付金事業】</p> <p>ICT等技術活用事業又は人材育成事業のうち、次のいずれかに掲げるものであること</p> <ol style="list-style-type: none"> ICT等技術活用事業にあつては、その目的が次の(1)～(6)のいずれかに該当するもの <p>(1)産業振興（スモールビジネス振興）</p>							https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	予算補助

			<p>(2)生活の安心・安全確保対策 (3)集落の維持・活性化対策 (4)移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進 (5)地域文化伝承対策 (6)環境貢献施策の推進 2 人材育成事業にあつては、都道府県が実施する事業（予定を含む。）と事業内容が重複しないこと 【交付対象経費】 1 ICT等技術活用事業費 (1)ICT等技術を活用する事業で、以下の取組を目的とするものに要する経費 ア 産業振興（特産品の開発・販売促進PR事業等） イ 生活の安全・安心確保対策（コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等） ウ 集落の維持・活性化対策（集落の見守り活動、住民との話し合い等） エ 移住・交流・若者の定住促進対策（空き家バンクの創設費用、交流イベント等） オ 地域文化伝承対策 カ 環境貢献施策の推進 キ その他適当と認められるもの</p> <p>(2)ICT等技術活用事業を実施する上で要する調査研究に係る経費</p> <p>2 人材育成事業費 過疎地域の持続的発展に必要な人材を育成する事業に要する経費</p> <p>3 市町村事務費 ICT等技術活用事業又は人材育成事業の実施に要する職員旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等）その他の事務的経費 【交付限度額】 2,000万円</p>							
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	市町村 地域運営組織等	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱（国）	<p>【交付対象】 地域運営組織等（地域住民が主体となり、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う集落ネットワーク圏の中心的な組織） 【交付対象事業】 地域運営組織等が活性化プランに基づき取り組む事業を対象とする 【交付限度額】 15,000千円 ※下記事業については、限度額を上乗せ ① 専門人材を活用する事業（+5,000千円） ② ICT等技術を活用する事業（+10,000千円） 上記①+②併用事業（+15,000千円） ① 専門人材活用のイメージ 特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者等 ② ICT等技術活用のイメージ ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等</p>	定額補助					https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	予算補助

<p>防災集団移転促進事業</p>	<p>市町村</p>	<p>防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律</p> <p>防災集団移転促進事業費補助金交付要綱(国)</p>	<p>災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し、事業費の一部を補助</p> <p>【事業概要】</p> <p>[施工者] 市町村、都道府県（市町村からの申し出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）</p> <p>[移転元地（住宅促進区域）] 自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域 ※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区及び急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>[移転先（住宅団地）] 5戸以上（※）かつ移転しようとする住居の数の半数以上 ※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上</p>	<p>3 / 4</p>		<p>1 / 4</p>		<p>一般補助施設整備等事業債(一般分) 90%</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_00009.html</p>	<p>予算補助</p>
<p>集落活性化推進事業 （「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業）</p>	<p>市町村 一部事務組合 広域連合</p>	<p>「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業費補助金交付要綱（国）</p>	<p>【補助対象市町村等】 次のいずれかに該当する市町村等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ② 豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯 ③ 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村 ④ 半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⑤ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により公示された地域 <p>【補助対象事業】 地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、遊休施設を活用し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既存公共施設の再編・集約を図る事業 ② ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業と併せて、「小さな拠点」を含む生活圏において消失し又は消失の可能性のある機能のうち当該生活圏の維持・再生に必要な機能を有する施設の整備を図る事業 ③ ①の既存公共施設の再編・集約を伴わず、複数の生活圏必須機能を有する施設の整備を図る事業（当該生活圏において再編・集約を図る既存公共施設が存在しない場合に限る） ④ ①の既存公共施設の再編・集約により廃止となる施設の除却、跡地活用のための整地を行う事業 <p>【補助対象経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の整備（調査、設計、測量、試験、工事の施工、工事監理、付帯設備の整備） (2) 施設整備の前提となる調査等 	<p>1 / 2 以内</p>					<p>https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_00021.html</p>	<p>予算補助</p>

<p>コミュニティ助成事業</p>	<p>市町村 （政令指定都市は除く。以下同じ）、 コミュニティ組織（自治会・町内会等）</p> <p>地域防災組織育成助成事業については、助成対象事業の事業区分に従い、市町村等</p> <p>地域づくり助成事業については、市町村、イについては、市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等</p> <p>地域の芸術環境づくり助成事業については、市町村、広域連合、一部事務組合指定管理者、特定公益法人、実行委員会等</p>	<p>一般財団法人 自治総合センター コミュニティ助成事業実施要綱</p>	<p>【助成対象事業】</p> <p>1 一般コミュニティ助成事業 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業</p> <p>2 コミュニティセンター助成事業 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業</p> <p>3 地域防災組織育成助成事業 ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業 イ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業 ウ 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業 エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業 オ 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となるD-1級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業 カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業</p> <p>4 青少年健全育成助成事業 青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業</p> <p>5 地域づくり助成事業 ア 地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業 イ 地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業、及び地域の特色を活かした商店街魅力や集客力の向上に資する設備等の整備に関する事業</p> <p>6 地域の芸術環境づくり助成事業 企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業</p> <p>7 地域国際化推進助成事業 多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業</p> <p>上記1～7の各事業は、次の基準に適合するものとする</p> <p>1 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの 2 国の補助金及び地方債を充当していないもの（地域の芸術環境づくり助成事業は除く） 3 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの なお、整備後の施設又は設備は、当該地区の住民のコミュ</p>				<p>10/10 以下</p>		<p>https://www.jic-hi-sogo.jp/lottery/community</p>	<p>予算補助</p>
-------------------	---	---	---	--	--	--	---------------------	--	--	-------------

	地域国際化推進助成事業については、市町村が認めるコミュニティ国際交流組織		<p>ニティ組織、又は地域防災組織育成助成事業における自主防災組織等により、維持管理されることが望ましい</p> <p>【助成額】</p> <p>1 件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする</p> <p>1 一般コミュニティ助成事業 100万円から250万円まで</p> <p>2 コミュニティセンター助成事業 対象となる事業費の5分の3以内に相当する額 ただし、1,500万円まで</p> <p>3 地域防災組織育成助成事業 助成対象事業3の事業区分に従い、次のとおり</p> <p>ア 30万円から200万円まで イ 50万円から100万円まで ウ 100万円まで ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで</p> <p>エ 40万円まで オ 100万円まで カ 100万円まで</p> <p>4 青少年健全育成助成事業 30万円から100万円</p> <p>5 地域づくり助成事業 助成対象事業5の事業区分に従い、次のとおり</p> <p>ア 1,000万円まで ただし、ソフト事業の場合は500万円まで</p> <p>イ 200万円まで</p> <p>6 地域の芸術環境づくり助成事業 500万円まで</p> <p>7 地域国際化推進助成事業 200万円まで</p>							
シンポジウム助成事業	都道府県及び市町村	一般財団法人 自治総合センター シンポジウム助成事業実施要綱	<p>【助成対象事業】</p> <p>シンポジウムを助成対象事業とし、その内容は、パネルディスカッション（必須）、基調講演、事例発表、展示会等とする</p> <p>【助成限度額】</p> <p>300万円</p>				10/10 以下		https://www.jic-hi-sogo.jp/ecoactivity/02-2	予算補助
地方創生アドバイザー事業	市町村 広域連合 一部事務組合 地方自治法により設置された協議会	一般財団法人 地域活性化センター 地方創生アドバイザー事業実施要綱	<p>【対象事業】</p> <p>助成対象団体が地域の活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性のあるもの</p> <p>【対象経費】</p> <p>助成対象団体がアドバイザーを招聘するために要する謝金、交通費及び宿泊費</p> <p>【助成金の額】</p> <p>上限額 20万円</p>				10/10 以下		https://www.jcrd.jp/support/subsidy/chihousousei/	予算補助
地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	市町村 広域連合 一部事務組合	一般財団法人 地域活性化センター 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱	<p>【対象事業】</p> <p>「地方創生」に向けて、市町村等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援</p>				10/10 以下		https://www.jcrd.jp/support/subsidy/support/	予算補助

	地方自治法により設置された協議会		<p>【対象経費】 事業費又は事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費</p> <p>【助成金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域創生人材育成伴走型支援事業 上限額 150万円 ・地域経済循環分析事業 上限額 200万円 ・一般事業 上限額 150万円 							
移住・定住・交流推進支援事業	市町村 広域連合 一部事務組合 地方自治法により設置された協議会	一般財団法人地域活性化センター 移住・定住・交流推進支援事業実施要綱	<p>【対象事業】 都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業</p> <p>【対象経費】 助成対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費</p> <p>【助成金の額】 (上限額) 200万円</p>				10/10 以下		https://www.jcrd.jp/support/subsidy/emigration/	予算補助
地域づくり団体活動支援事業	地域づくり団体 (地域づくり団体全国協議会登録団体) ただし、賛助会員に限る	地域づくり団体全国協議会 地域づくり団体活動支援事業実施要綱	<p>【対象事業】 登録団体(賛助会員に限る)及び都道府県協議会が行う自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招聘して開催する研修会等の事業(多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの)</p> <p>【助成金の額】 謝金及び旅費各10万円を上限(ただし、助成金総額は15万円を上限)</p>				10/10 以下		https://www.jcrd.jp/hiroba/cat4945/	令和3年度 予算補助
地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業	地域づくり団体 (地域づくり団体全国協議会登録団体) ただし、賛助会員に限る	地域づくり団体全国協議会 地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業実施要綱	<p>【対象事業】 登録団体(賛助会員に限る)が行う、自主的・主体的な地域づくりのためにクラウドファンディングを活用し、支援総額が目標金額を達成した事業</p> <p>【対象経費】 助成事業団体が助成対象事業を実施するために要する経費で次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) アドバイザー招聘費 (2) 広報費 (3) リターン品に係る経費 (4) 支払手数料 <p>【助成金の額】 目標金額の25%又は25万円のいずれか低い額を上限</p>				10/10 以下		https://www.jcrd.jp/hiroba/cat4945/	令和3年度 予算補助
離島振興対策事業	市町村	北海道告示 プロパンガス価格安定事業実施要綱	<p>【補助対象市町村】 離島振興法第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をその区域に含む市町村</p> <p>【補助対象経費】 家庭用プロパンガスの本土から離島までの航路運送に要する経費</p>		1/2 以内	1/2				

離島活性化交付金	都道府県 市町村 一部事務組合 民間団体	離島活性化交付金事業 実施要綱（国）	<p>【補助対象市町村等】 離島振興法第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>【補助対象事業】 （1）定住促進事業 地域における創意工夫を活かしつつ、産業の活性化及び離島への移住を推進するために必要となる次のアからキまでの事業。</p> <p>ア 産業活性化事業 ①戦略産品開発（戦略産品開発のための調査、研究、研修事業、ブランド化、戦略産品のテスト販売、産業活性化のための広報等） ②輸送支援（戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る輸送費支援） ③企業誘致等促進（企業誘致に向けた調査・基本戦略・計画立案、相談窓口設置・情報提供、実施主体の運営、コーディネーター招聘、島内人材のスキルアップ、モニターツアーの実施、企業マッチング等） イ 定住誘引事業（定住情報の提供） U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空家情報の提供、定住希望者の生活上必要な知識の習得機会の提供等 ウ 流通効率化事業 海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある以下の機材の導入であって、離島の流通に限定して利用するものを対象とする。 ただし、③は、有人国境離島地域の保安及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年4月27日法律第33号）の別表に掲げられている地域（以下「特定有人国境離島地域」という。）に限る。 ①コンテナ（冷凍、冷蔵含む。）、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫その他これらに類する機材 ②物資運搬船等の改良（保冷施設の設置等） ③遠隔離島の流通に必要な製品の品質管理に資する機材等 ④付属設備</p> <p>エ デジタル技術等新技術活用促進事業 デジタル等の新技術を導入することにより地域課題の解決を図る以下のような取組を対象とする。 ①ドローン等を活用した物流確立 ②グリーンスローモビリティ等の導入 ③遠隔診療の導入 ④遠隔教育の導入 ⑤再生可能エネルギーの活用 ⑥介護、防災等の省力化に向けたセンサー技術の導入 ⑦その他のデジタル技術等新技術活用促進事業</p> <p>オ 小規模離島等生活環境改善事業 人口減少により支障が生じている小規模離島等の住民の生活環境を改善する以下の取組を対象とする。 ①買い物支援（共同組織の組成・運営、店舗の開設・運営、移動販売の実施、商品の運搬・管理、受注管理システムの構築等） ②高齢者等の送迎支援（共同組織の組成・運営、地域コミュニティ等による高齢者等の送迎体制の構築・送迎の実施、送迎時の介助等の実施、緊急通報システム等の構築等） ③その他の日常生活機能の補完に係る支援</p> <p>カ 安全安心向上事業（計画策定等事業） 防災力向上のための調査、防災講習の実施、要援護者名簿の作成、災害時の離島のエネルギー確保のための調査及び計画策定等</p> <p>キ その他の定住促進に資する事業</p>	1 / 2 以内 * 事業実施主体が民間団体の場合の交付率は 1 / 3 以内					https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html	予算補助
----------	-------------------------------	-----------------------	--	---	--	--	--	--	---	------

			<p>(2) 交流促進事業 島の特性を生かし、経済的、文化的諸活動を通じて、離島と他地域との交流を図るために必要となる、次のアからウまでの事業。</p> <p>ア 地域情報の発信（パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等）</p> <p>イ 交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり（インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び同人材の育成のための研修、交流の場を提供するために必要となるプログラムの作成、先進事例調査、観光地域づくり推進主体の立上げ、関係人口創出に向けた中間支援組織の立上げ、施設整備（衛生環境の改善のためのトイレの改修等（洋式化、バリアフリー化。新設は支援対象外）に限る）等）</p> <p>ウ 島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進（離島留学（寄宿舎の整備を含む）、体験学習事業、伝統芸能・伝統工芸体験事業、シンポジウム、離島体験ツアー、コンサート、農林水産業体験事業、関係人口案内所等でのイベントの実施等）</p>							
離島広域活性化事業	都道府県市町村一部事務組合民間団体	社会資本整備総合交付金交付要綱	<p>【補助対象市町村等】 離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県及び市町村で、社会資本整備総合交付金交付要綱第4で規定する交付対象をいう。</p> <p>【補助対象事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定住促進住宅整備事業 2 定住誘引施設整備事業 3 流通効率化関連施設整備事業 4 定住基盤強化事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 避難施設の整備 ② 防災活動拠点の改修等 ③ 避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化 ④ 緊急時物資等輸送施設の整備 ⑤ 災害応急対策施設の整備 ⑥ 感染症対策等の隔離施設への改修等 ⑦ 土砂災害特別警戒区域内の住宅の改修及び建替 	1/2以内 *事業実施主体が民間団体の場合の交付率は1/3以内					https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html	予算補助
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	都道府県市町村民間事業者	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（国）	<p>【交付対象地域】 有人国境離島法第2条第2項の規定に基づき指定された特定有人国境離島地域</p> <p>【交付対象事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 輸送コスト支援事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 特定有人国境離島地域で生産された農水産物を本土に移出する際に必要な経費であって、事業実施者が実際に支出した海上輸送費又は航空輸送費及びこれらと一体的に行われる役務費 ② 農水産物を生産又は移出する際に必要な原材料等を特定有人国境離島地域に移入する際に必要な経費であって、事業実施者が実際に支出した海上輸送費又は航空輸送費及びこれらと一体的に行われる役務費 2 雇用機会拡充事業 次の要件を満たす民間事業者等による創業又は事業拡大に要する事業資金を補助 【事業の実施要件】 <ol style="list-style-type: none"> ① 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること ② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること ③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること 	6/10以内 地方負担の3倍を超えない範囲 1/2以内で地方負担の倍を超えない範囲 1/4以上を事業者が負担					https://www8.cao.go.jp/ocean/kokkyouritou/hourei/hourei.html	予算補助

			<p>【交付対象経費】</p> <p>①設備費、システム費又はこれらに係る減価償却費 ②改修費又はこれに係る減価償却費 ③広告宣伝費 ④店舗等借入費 ⑤人件費 ⑥研究開発費 ⑦島外からの事業所移転費 ⑧従業員の教育訓練経費 ⑨感染防止対策費</p> <p>【交付対象事業費上限】</p> <p>創業 600万円 事業拡大 1,600万円 事業拡大（設備費、システム費又はこれらに係る減価償却費及び改修費又はこれに係る減価償却費を伴わないもの） 1,200万円</p> <p>3 滞在型観光促進事業 旅行者の滞在を延ばす効果が期待される魅力的な滞在プラン、企画乗船券・企画航空券又は旅行商品の企画、開発及び普及、旅行商品等に組み入れられる現地観光サービスの向上及びその提供を担う人材の確保育成等を図る取組を促進する事業に対し次の経費を補助</p> <p>①企画・開発費 ②宣伝費 ③実証費 ④販売促進費</p>	5.5/10 以内						
豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	都道府県市町村	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱	<p>【補助対象市町村】</p> <p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規程に基づき指定された豪雪地帯（特別豪雪地帯を含む）</p> <p>【交付対象事業】</p> <p>1 地域安全克雪方針策定事業 地域における死傷事故の防止に向け、市町村が地域住民をはじめとする地域の関係者と、地域の現状や将来見込み等の認識を共有した上で、自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための各主体の取組を定める地域安全克雪方針を策定するための事業</p> <p>2 安全克雪事業 実現性が高くかつ地域での自立が可能な地域安全克雪方針の策定に向け、方針策定に並行して試行的に取り組む次の事業</p> <p>ア 除排雪を担う共助組織の立ち上げなど、地域の除排雪体制の整備のために行う事業（地域コミュニティによる除排雪体制の構築、広域的にボランティアを募集する仕組みづくり、墜落制止用器具や命綱等の除排雪の装備・資機材の購入、除排雪の相談窓口の設置等）</p> <p>イ 高齢者世帯等における除排雪の支援のために行う事業（高齢者世帯等への除排雪経費の支援、共助組織等が実施する除排雪作業への支援等）</p> <p>ウ 安全講習等、人材の育成や安全な除排雪作業の啓発のために行う事業（安全な除排雪の実施のための講習会・研修の実施、安全な除排雪の啓発活動等）</p> <p>エ 克雪住宅化、アンカー設置等に関する普及活動のために行う事業（工事の相談窓口の設置、支援制度や相談先の広報等）</p> <p>オ 要援護世帯の克雪住宅への住替え、冬期集住の促進のために行う事業（住民との合意形成、引越し費用の補助等）</p> <p>カ 除排雪の自動化・省力化をはじめとした技術の導入のために行う事業（地域課題の解決に資する普及前の段階の技術の試行的な導入、アプリの開発、地域安全克雪方針へ反</p>	10/10 以内 （上限額は500万円）	1/2 以内				https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000150.html	新規 予算補助

			<p>映することを前提とした技術開発)</p> <p>【事業の要件】 原則として豪雪地帯安全確保事業計画を作成する道内の豪雪地帯の区域内で実施するものとし、次の要件をいずれも満たすもの</p> <p>(1) 地域における死傷事故の減少に寄与するものであること</p> <p>(2) 事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること</p>							
半島振興広域連携促進事業	道府県市町村民間団体	半島振興広域連携促進事業実施要綱	<p>【補助対象市町村】 半島振興法第2条の規程に基づき指定された半島振興対策実施地域</p> <p>【交付対象事業】 1 交流促進事業 地域の特性を活かし、経済的文化的諸活動を通じ、半島地域と他地域、また地域内の交流を図るために必要となる次の事業</p> <p>ア パンフレットの作成、WEB・アプリの作成運用、PR活動その他の地域情報の発信のために行う事業（簡易な施設整備を含む）</p> <p>イ インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び同人材の育成のための研修その他の交流促進に資する人材育成のために行う事業</p> <p>ウ 先進事例の調査、交流拡大のための手法検討その他の効果的な交流促進に資する調査検討のために行う事業</p> <p>エ 体験学習事業、伝統芸能・伝統工芸体験事業、農林水産業体験事業、シンポジウム、体験モニターツアー、スポーツイベント、コンサートその他の交流活動の実施のために行う事業（当該交流活動におけるプログラムの検討・作成を含む）</p> <p>2 産業振興事業 地域における創意工夫を活かし、地域資源を活用して実施する次の事業</p> <p>ア 特産品開発のための調査、研究開発、研修の実施その他の特産品の開発のために行う事業</p> <p>イ 特産品のブランド化支援、テスト販売の実施、広報活動その他の販売促進のために行う事業</p> <p>3 定住促進事業 地域における創意工夫を活かし、半島地域における定住を促進するために必要となる次の事業</p> <p>ア U・Iターナー希望者のための相談窓口の設置、セミナー・フェアの開催、空家情報の提供、定住体験ツアーの開催その他の定住情報の提供のために行う事業</p> <p>イ 移住・定住のための取組に係る研修実施、安全な環境づくりのための防災講習の実施、避難計画の策定その他の定住環境の整備のために行うソフト事業（簡易な施設整備を含む）</p> <p>【事業の要件】 原則として半島振興広域連携促進事業計画を作成する道内の半島地域の区域内で実施するものとし、次の要件をいずれも満たすもの</p> <p>(1) 複数の取組主体が連携して実施する事業であること</p> <p>(2) 広域的に実施される（当該半島地域内の複数の市町村の区域内で実施されることをいう）事業であること</p> <p>(3) 半島地域の発展、活性化に寄与するものであること</p> <p>(4) 事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること</p>	1/2以内 実施主体が民間団体の場合の交付率は1/3以内				https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000135.html	予算補助	

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
北海道市町村振興基金貸付事業	市町村 一部事務組合等	北海道市町村振興基金条例(昭和44年3月31日条例第2号) 北海道市町村振興基金条例施行規則(昭和44年8月20日規則第80号) 北海道市町村振興基金貸付要綱	<p>【貸付対象事業】</p> <p>1 公共施設、生活基盤等の整備事業</p> <p>(1) 厚生福祉事業</p> <p>①老人・児童等の福祉施設の整備</p> <p>②心身障害者の福祉施設の整備</p> <p>③保健・医療施設の整備</p> <p>④その他福祉施設の整備</p> <p>(2) 教育文化事業</p> <p>①学校教育施設の整備</p> <p>②社会教育及び文化施設の整備</p> <p>③幼児教育施設の整備</p> <p>(3) 生活環境事業</p> <p>①市街地住環境施設の整備</p> <p>②交通安全施設の整備</p> <p>③飲雑用水供給施設（上水道を除く。）の整備</p> <p>④清掃施設の整備</p> <p>⑤その他生活環境施設の整備</p> <p>(4) 消防・防災事業</p> <p>消防施設（消防庁舎を除く。）及び防災施設の整備</p> <p>(5) コミュニティ事業</p> <p>集会施設の整備</p> <p>(6) スポーツ・観光レクリエーション事業</p> <p>①体育施設の整備</p> <p>②観光・レクリエーション施設の整備</p> <p>(7) 地域エネルギー開発振興事業</p> <p>①地熱・天然ガス開発利用施設の整備</p> <p>②太陽熱利用施設の整備</p> <p>③その他地域エネルギー開発利用施設の整備</p> <p>2 産業振興の事業</p> <p>①農林漁業振興施設等の整備</p> <p>②商店街振興施設の整備</p> <p>3 公共的団体等の育成事業</p> <p>①公共的団体等に対する出資</p> <p>②公共的団体等に対する貸付</p> <p>4 その他市町村の振興事業</p> <p>①行政近代化施設の整備</p> <p>②アイヌ生活向上等事業</p> <p>③公害対策（自然保護を含む。）事業</p> <p>④テレビ・ラジオ難視聴対策事業</p> <p>⑤その他地域振興上特に必要と認められる事業</p> <p>5 短期貸付金</p> <p>一時借入金に財源に充てるための借入（一時借入金）</p> <p>【貸付条件（長期貸付金）】</p> <p>1 貸付利率</p> <p>貸付日現在における財政融資資金貸付金利（財政融資資金地方資金運用事務処理細則第3章、第2節、第2に規定する金利）のうち、償還期間（据置期間を含む。）に対応した元利均等償還（半年賦）に係る金利に応じ、次のとおりとする。</p> <p>ア 財政融資資金貸付金利が0.3%以上の場合</p> <p>その金利から0.2%を控除した率。ただし、控除後の率が6%を超える場合には、6%とする。</p> <p>イ 財政融資資金貸付金利が0.1%以上0.3%未満の場合</p> <p>0.1%とする。</p> <p>ウ 財政融資資金貸付金利が0.1%未満の場合</p> <p>財政融資資金貸付金利と同一利率とする。</p>							

			<p>2 貸付額 特別の事由がない限り、各事業ごとの貸付対象額のおおむね75%とする</p> <p>3 償還期間 12年以内、15年以内（据置期間2年以内を含む） 車両、機械器具（設備）の購入事業については、7年以内（据置期間2年以内を含む）</p> <p>4 償還方法 元利均等年賦償還</p> <p>5 違約金 未償還元金について年10.75%</p> <p>【貸付条件（短期貸付金）】</p> <p>1 貸付利率 協調融資を行う金融機関の利率-0.2%（行う予定がない場合は、借入日直近の借入利率-0.2%）</p> <p>2 貸付額 団体の財政状況等に応じ、知事が必要と認める額</p> <p>3 償還日 資金の貸付日の属する年度内</p> <p>4 違約金 未償還元金について年10.75%</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所管部課名 総合政策部 地域行政局 行政連携課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）	連携市町村及び連携市町村で構成する協議会	地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）実施要綱（道）	<p>【交付対象者】 広域連携加速化事業推進要綱に基づき地域連携協定を締結し地域連携ビジョンを策定した、又は交付金を申請する年度末までに地域連携協定の締結及び地域連携ビジョンの策定を行う見込みである市町村及び全ての連携市町村で構成する協議会</p> <p>【交付対象事業】 広域連携前進プランに掲載した、又は掲載予定の取組に係る事業であって、地域連携ビジョンに掲載した、又は掲載予定の事業であり、市町村が連携して取り組むソフト事業</p> <p>【交付対象経費】 上記の対象事業に要する経費のうち、別に定めるものを除いた経費</p> <p>【交付金上限額】 1地域又は1協議会あたり1,000万円</p> <p>【交付金の支援期間】 最大で5か年度</p>		10/10以内				https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/renkei/kasokuka/main.html	道単独予算交付金

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域間幹線系統確保維持事業 1 地域間幹線系統確保維持費補助金	乗合バス事業者	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（国） 北海道地域間幹線系統確保維持事業費補助金交付要綱（道）	【補助対象路線】 広域行政圏の中心市町村（又はこれに準じるものとして道が指定し、国が承認した準中心市町村）にアクセスする複数市町村にまたがる路線 ・1日当たりの輸送量 15～150人 ・1日当たりの運行回数 3回以上 ※地域協議会が特に認めた場合は、「1日当たりの運行回数」を「平日1日当たりの運行回数」に読み替え可 【補助対象経費】 地域間幹線系統の運行に伴う補助対象経常費用と経常収益の差額（補助対象経常費用の9/20を限度）	1/2	1/2				予算補助	
2 地域間幹線系統車両減価償却費等補助金	1の地域間幹線系統を運行する乗合バス事業者	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（国） 北海道地域間幹線系統確保維持事業費補助金交付要綱（道）	【補助対象事業】 北海道地域間幹線系統確保維持計画に取得が必要として掲載された新規車両購入に係る減価償却費及び金融費用 【補助限度額】 ・車両 ①又は②のいずれか少ない額を限度とする ①ノンステップ型車両 1,500万円 ワンステップ型車両 1,300万円 小型車両 1,200万円 ②実費購入予定額から1円を控除した額 ・金融費用 借入利息等年率2.5%まで 【補助対象経費】 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額	1/2	1/2				予算補助	
生活交通路線維持対策事業 1 広域生活交通路線維持事業	乗合バス事業者（公営バス事業者を除く）	令和5年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱（道）	【補助対象路線】 (1) 複数市町村路線 ・キロ程 10km以上 ・1日当たりの輸送量 10～150人 ・1日当たりの運行回数 2回以上 (2) 過疎市町村における同一市町村内路線 ・キロ程 10km以上 ・1日当たりの輸送量 10～150人 ・1日当たりの運行回数 2回以上 (3) その他の市町村における同一市町村内路線 ・キロ程 10km以上 ・1日当たりの輸送量 15～150人 ・1日当たりの運行回数 3回以上 ※地域協議会が特に認めた場合は、「1日当たりの運行回数」を「平日1日当たりの運行回数」に読み替え可 【補助対象経費】 広域生活交通路線の運行に伴う補助対象経常費用と経常収益の差額（補助対象経常費用の9/20を限度）		1/2 (1/4)	1/2 (1/4)			予算補助 （ ）内は黒字事業者及びJRバスの補助率 なお、黒字事業者及びJRバスはその他同一市町村路線については補助対象外	

2 市町村生活バス路線運行事業	市町村乗合バス事業者 (廃止路線を運行していた事業者及びその子会社又は親会社を除く)	令和5年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱(道)	<p>【補助対象路線】</p> <p>乗合バスが廃止された後に、次の要件を満たす路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金交付要綱の補助対象以外の路線 ・廃止された乗合バス路線と輸送目的が概ね同じであること ・乗合バス路線が廃止されてから1年以内に運行開始されていること ・乗合バス事業者の運行系統等と競合していないこと ・公共施設等や集落間を効率的に運行していること ・有償運行を行うこと ・キロ程 10km以上 ・平均輸送人員が1.5人以上あること <p>【補助対象経費】</p> <p>市町村生活バス路線の運行に伴う運送費(経常費用)と運送収入(経常収益)の差額</p> <p>ただし、補助対象経費は運送費(経常費用)の3/4を限度額とし、補助額は10万円を下限額とする。</p>	1/10	9/10					予算補助
バス利用促進等総合対策事業				(注)道の補助額は、補助率のほか、市町村の財政力に応じ別に定める調整率を乗じた金額とする						
1 ノンステップバス等導入事業	乗合バス事業者 (路線定期運行を行うものに限る)	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(国)	<p>【補助対象】</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の促進に関する法律に基づく基本構想に定められた生活関連施設を利用する旅客の運送に使用することを目的とし、かつ地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第74条の事業に基づく補助金を受け、ノンステップバス、リフト付バスの導入に要する経費</p>	1/4	1/8	1/8				予算補助 道補助金交付要綱は国の事業実施に応じて毎年度ごとに策定。
2 低公害車普及促進対策事業	乗合バス事業者	低公害車普及促進対策費補助金交付要綱(国)	<p>【補助対象】</p> <p>低公害車普及促進対策費補助金交付要綱に基づく補助金を受け、環境対応車の導入に要する経費</p>	1/4 (1/4)	1/10 (1/8)	1/10 (1/8)				予算補助 ()内は赤字事業者の補助率 道補助金交付要綱は国の事業実施に応じて毎年度ごとに策定。

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
港湾関係災害復旧事業	港湾管理者である市町村及び一部事務組合	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	暴風、洪水、高潮、地震その他異常な天然現象により被災した港湾関係公共土木施設（港湾及び港湾海岸）の災害復旧事業で、工事費が限度額以上のもの （一部事務組合 120 万円以上、市町村 60 万円以上）	4 / 5		1 / 5		災害復旧事業債 (1) 現年災分 100% (2) 過年災分 90%		法律補助
空港整備事業（特定地方管理空港）	市	空港法附則第 3 条 空港整備事業費補助金交付要領（道）	【補助対象】 (1) 空港の滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設の新設又は改良工事 (2) 空港用地の造成又は整備事業 (3) 排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋の新設又は改良工事	2 / 3	市負担額の 1 / 2 以内	1 / 3		公共事業等債 空港事業 90%		予算補助
住宅騒音防止対策事業費補助金	市	住宅騒音防止対策事業費補助金交付要領（道）	市が、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 1 0 号）第 8 条の 2 に規定する住宅又は国土交通省航空局長が別に定める対象区域及び期日に現に所有する住宅の騒音防止工事を行う所有者等に対し、当該騒音防止工事に要する次に掲げる経費に補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 工事費 本工事費（直接工事費、共通仮設費及び諸経費をいう）、工事負担金及び工事雑費 (2) 事務費 補助事業者が補助事業を遂行するために必要な経費 (3) 設計監理費 設計図書の作成のための経費、工事監理を行うための経費及び所有者等が補助金の交付を受けるために必要な経費		市負担額の 1 / 2 以内					予算補助
道内航空需要創出広域連携事業費補助金	道内空港が所在する地域において当該空港の利用促進を行う市町村及び経済界等で構成された協議会市町村	道内航空需要創出広域連携事業費補助金交付要綱（道）	【補助事業】 (1) 利用促進事業（航空機利用の促進に向けた取組等） (2) 地域振興事業（就航都市等と連携した取組等） 【補助対象経費】 航空会社が参画した補助事業に要する経費 【補助金の限度額】 上限額 400 万円（複数空港間連携）、下限額 50 万円（民間委託を行わない単独の空港を対象に実施する事業については、上限額 200 万円）		市負担額の 1 / 2 以内	1 / 2 （市町村による事業の場合）	1 / 2 （協議会による事業の場合）			予算補助